

「廃棄物」・「ごみ」の概念の日独対比

平子義雄

文化環境学大講座

Der deutsche und der japanische Abfallbegriff
in ihrem historischen Wandel

Yoshio HIRAKO

Kulturabteilung der Fakultät der Umweltanthropologie,
Universität Hyogo

1. (D) <AbfG> v. 1972

In der deutschen abfallbegrifflichen Geschichte gibt es zwei Höhepunkte: den Abfallbegriff im <Gesetz über die Beseitigung von Abfällen = AbfG> (1972) und den im <Gesetz zur Förderung der Kreislaufwirtschaft und Sicherung der umweltverträglichen Beseitigung von Abfällen = KrW-/AbfG> (1994). Bis 1972 gab es überhaupt keinen Bundesgesetz über Abfall, bevor die Brandt-Regierung das AbfG entstehen ließ. Die Regierung schuf den neuen Begriff "Umweltpolitik" mit den drei Prinzipien (dem Vorsorge-, dem Verursacher- und dem Kooperationprinzip) und stellte das "Umweltprogramm" auf. Der Hauptzweck des Gesetzes war gefahrlose Beseitigung von Abfällen; es sollte das Menschenrecht nicht mehr wie in der Nazizeit beschädigt werden: Brandt verstand das Umweltproblem als ein Problem der Menschenbeschädigung.

Im <AbfG> ist "Abfall" definiert als "eine bewegliche Sache, deren sich der Besitzer entledigen will bzw. eine bewegliche Sache, deren geordnete Beseitigung zur Wahrung des Wohls der Allgemeinheit, insbesondere des Schutzes der Umwelt, geboten ist". Ein Abfall wird hier als etwas vom Entledigungssubjekt für unnützlich Gehaltenes, eben als "Müll", verstanden. Dem subjektiven Abfallbegriff entspricht die Definition der "Entsorgung" als bloßer Beseitigung.

Das <AbfG> lässt sich viermal revidieren, bevor die Novelle als das <Gesetz über die Vermeidung und Entsorgung von Abfällen> (1986) entsteht. Ein Wandel des Abfallbegriffs lässt sich hier ablesen: der Begriff ist nun nicht mehr mit der hygienisch-menschenrechtlicher Bedeutung auszuschöpfen, er impliziert auch eine wirtschaftliche Bedeutung (Abfall als Material). Die Schwerpunktverschiebung ist auch von historischer Natur: inzwischen hat der Roma Klub nämlich über die "Grenze des Wachstums" berichtet, der EG-Rat hat die Richtlinie von 1975 erlassen. Die Begriffsabweichung des "Abfalls" von "waste", der "Entsorgung" von "disposal" wird allmählich problematisch; unter dem Wort "waste" in der Richtlinie ist ein Wirtschaftsgut eingebettet. In der Novelle wird nicht nur ein neuer Begriff von "Abfallverwertung" eingeführt, sondern sogar heißt es: "die Abfallverwertung hat Vorrang vor der sonstigen Entsorgung, wenn ... für die gewonnenen Stoffe oder Energie ein Markt vorhanden ist". Abfälle sollen nicht mehr einfach beseitigt, sondern ausgewertet werden: im Kreislauf der Abfallwirtschaft. Dementsprechend bedeutet "Entsorgung" nicht mehr bloße Beseitigung, sondern sortierende Entsorgung. Die Erweiterung des Begriffs war auch im internationalen Verhältnis erforderlich. Der Abfallbegriff sowohl im <Basler Übereinkommen über die Kontrolle der grenzüberschreitenden Verbringung gefährlicher Abfälle und ihrer Entsorgung> als auch in der EG-Richtlinie enthält verwertbaren und abzuwertenden Abfall.

2. (D) <VerpackV> v.1991 und <KrW-/AbfG> v. 1994

Im Jahre 1990 wurde die Gesellschaft DSD mit ihrem "Grünen Punkt"-System etabliert -- im Hinblick auf die <Verordnung über die Vermeidung und Verwertung von Verpackungsabfällen= VerpackV> (1991). Verpackungsabfälle aus Plastik, die voluminösesten Abfälle, sollten zunächst verminder werden; das zielte auch politisch darauf ab, daß Waren aus Plastik teuer werden.

Im <KrW-/AbfG> wird der zu verwertende Gegenstand erweitert: nun sollen die meisten Waren in Recycling gebracht werden. Allmählich gilt Deutschland als ein "umweltfortgeschrittenes" Land, es leitet nun zum Teil auch die EG-Umweltpolitik.

Im <KrW-/AbfG> sind Abfälle "alle beweglichen Sachen, die unter die in Anhang I aufgeführten Gruppen fallen und deren sich ihr Besitzer entledigt, entledigen will oder entledigen muss. Abfälle zur Verwertung sind Abfälle, die verwertet werden; Abfälle, die nicht verwertet werden, sind Abfälle zur Beseitigung." Entledigung bedeutet nur Aufgabe der Herrschaft über die Sachen, es kann sein, daß ein Entledigungsgegenstand dennoch wieder verwandt oder verwertet werden muß. So ist der subjektive Abfallbegriff kontrolliert durch den objektiven. Dementsprechend liegt "Entledigung" vor, "wenn der Besitzer bewegliche Sachen einer Verwertung ... oder einer Beseitigung ... zuführt oder die tatsächliche Sachherrschaft über sie ... aufgibt." Und "Abfallentsorgung umfasst die Verwertung und Beseitigung von Abfällen." Deutlich kann der "Abfall" nun etwas Nützliches, etwa ein Wirtschaftsgut, enthalten, so daß der Begriff auch in Hinsicht auf die internationale Folgerichtigkeit problemlos ist.

Zum Zweck der Abfallvermeidung und der Wendung des "Wegwerfgesellschaft"-Bewußtseins ist der Begriff der Produktverantwortung wichtig. Das <KrW-/AbfG> teilt diesem Begriff den ganzen Dritten Teil. Dort heißt es: "Wer Erzeugnisse entwickelt, herstellt, be- und verarbeitet oder vertreibt, trägt zur Erfüllung der Ziele der Kreislaufwirtschaft die Produktverantwortung. Zur Erfüllung der Produktverantwortung sind Erzeugnisse möglichst so zu gestalten, daß bei deren Herstellung und Gebrauch das Entstehen von Abfällen verminder wird und die umweltverträgliche Verwertung und Beseitigung der nach deren Gebrauch entstandenen Abfälle sichergestellt ist."

Der neue Abfallbegriff ist subjektiv und objektiv. Ein Gegenstand, dessen sich der Besitzer entledigt, gilt als ein Abfall und steht somit unter rechtlicher Bewachung, einer, dessen sich der Besitzer nicht zu entledigen angibt, steht auch unter rechtlicher Kontrolle.

3. (D) <AbfG> v. 1993 und <AbfVerbrG> v. 1994

Außer Hygiene und Wirtschaftsgut ist noch ein dritter Gesichtspunkt von Abfall wichtig geworden. Der Sonderabfall in Deutschland ist vor allem wegen seiner Menge ein Problem geworden: er ist jetzt einfach zu viel, als daß er im Inland hygienisch richtig beseitigt bzw. kreiswirtschaftlich verwendet werden könnte: die Menge zersprengt die gesamte inländische Entsorgungsfähigkeit. Hygiene ist, angesichts der Menge der Sonder-(d.h. gefährlichen) Abfälle, erneut ein Thema geworden.

Der Bau einer Sonderabfallentsorgungsanlage wird streng kontrolliert. Vor allem muß ein "Planfeststellungsverfahren" (eine Umweltverträglichkeitsprüfung über den geplanten Infrastrukturbau) vollzogen werden. Diese Bedingung erschwert den Bau der Anlagen und somit die Erhöhung der Entsorgungsfähigkeit überhaupt. Der überfließende Abfall verleiht zum widerrechtlichen "Abfallexport /Abfalltourismus". Durch die Novelle des <AbfG> vom 1993 ist aber der Bau einer Sonderabfallentsorgungsanlage zum Teil erleichtert worden: das Gesetz verpflichtet zum Planfeststellungsverfahren jetzt nur den Bauplan einer Sonderabfalldeponie.

Abfälle möglichst im Inland zu entsorgen und nicht zu exportieren, ist auch im Sinne des <Gesetzes über die Überwachung und Kontrolle der grenzüberschreitenden Verbringung von Abfällen= AbfVerbrG> (1994) erforderlich.

4. (J) <AbfallentsorgungsG> v. 1970

Dem deutschen Wort "Müll" entspricht ungefähr das japanische "Gomi". "Müll" ist etymologisch etwas, was zerbröckelt und unnütz geworden ist; wenn etwas zerbröckelt bzw. zerkleinert ist und seine eigentliche Gestalt verloren hat, so ist es, weil so nun unnütz, "Gomi". Zwischen dem deutschen Wort "Abfall" und seiner japanischen Entsprechung "Haikibuzu" gibt es einen Unterschied: das letztere bedeutet einfach etwas, was als unnütz weggeworfen ist, während das erstere, "Abfall", etwas bedeutet, was von seiner eigentlichen guten Seinsart abgefallen und wegen dieser Abweichung unnütz geworden ist -- nein, die zusätzliche Bestimmung "und wegen dieser Abweichung unnütz geworden ist" ist heute nicht mehr richtig, es kommt eben darauf an.

Der Zweck des japanischen <Gesetzes über Abfallentsorgung und -säuberung=AbfallentsorgungsG> (1970) ist, die Behandlung (Entsorgung) von Abfällen zu kontrollieren. In diesem Gesetz ist "Gomi" in die Klasse von "Haikibuzu" eingordnet. Es ist aber zwischen den beiden, Gomi und Haikibuzu, ein Unterschied schwerlich zu finden; die beiden Wörter bedeuten gemeinsam etwas, was unnütz und deswegen zu beseitigen ist.

Ist es dann so, daß auch Haikibuzu niemals etwas Nützliches enthält, anders gesagt, daß Abfälle nur noch zu beseitigen sind? Nein. Das Gesetz fordert: "Die Nation soll versuchen, Entstehung von Abfällen zu vermeiden, durch Gebrauch der Recyclingartikel usw. Abfälle zu verwerten, ..." Aber die Kontur des Abfallbegriffs ist vage. Abfall ist und bleibt ein Sammelbegriff für etwas Unnützes und deswegen zu Beseitigendes. Es gilt der subjektiver Abfallbegriff.

Es ist also schwer, damit die Nation überzeugen zu können, daß Abfälle auch Wirtschaftsgüter sind. Der japanische Gesetzgeber hat einen positiven (d.h. Abfälle nicht als Müll sondern als Material verstehenden) Abfallbegriff außerhalb von Haikibuzu formulieren müssen.

5. (J) <RecyclingsG> v. 1991 und <GefäßrecyclingsG> v. 1995

Die Idee der Abfallwirtschaft hat außerhalb von Haikibuzu formuliert werden müssen. Der Artikel 1 des <Gesetzes über Förderung der Verwertung von Materialien=RecyclingsG> (1991) lautet: "Dieses Gesetz bezweckt im Hinblick darauf, daß ... eine große Menge von den verwertbaren Materialien nicht verwertet und einfach beseitigt sind, Mittel zur Förderung der verwertbaren Materialien anzuwenden und somit der gesunden Entwicklung der Volkswirtschaft beizutragen." Im Gesetz sind reduce (Vermeidung), reuse (Wiederverwendung) und recycle (Verwertung) von Abfällen deutlich postuliert.

Das <Gesetz über Förderung der sortierenden Sammlung und der Wiedervermarktung von Gefäßen=GefäßrecyclingsG> (1995), eine japanische Entsprechung der deutschen <VerpackV>, definiert den Begriff von Gefäß, den von sortierender Sammlung und den von Wiedervermarktung (wörtlich übersetzt: Wieder-zu-Ware-machen).

Die Erwähnung der verwertbaren Materialien, der Abfallwirtschaft und des Begriffs der Wiedervermarktung spiegelt das unterdessen veränderte Zeitaltergefühl wider. Abfälle sollen eben mal Abfälle sein (soweit gilt der subjektive Abfallbegriff), aber sie sollen dennoch reduziert, wiederverwandt oder verwertet werden. Jetzt kann es also auch rechtlich sein, daß Abfälle Abfälle sind und dennoch es nicht sind. Japan hat inzwischen das Basler Übereinkommen ratifiziert, ein Abfall soll jetzt auch ein Wirtschaftsgut sein können.

6. (J) <AbfallentsorgungsG> v. 1991 und <Kreislaufgrundgesetz> v. 2000

Wie in Deutschland ist auch in Japan die die Entsorgungsfähigkeit übersteigende Menge der "Industrieabfälle" (japanische Entsprechung zu den deutschen "Sonderabfällen") ein großes Problem geworden. Die Novelle vom <AbfallentsorgungsG> (1991) bezweckt Verminderung der Abfälle, aber hier ist erwähnenswert vor allem eine "umweltfortgeschrittene" Lokalregierung wie die Präfektur

Kanagawa, die sich mit dem Großmenge-Problem auseinandersetzt hat, indem sie die Industrieunternehmen dazu geführt hat, die Abfallverminderung durch deren eigenen Methoden, d.h. durch deren Selbstkontrolle, zu erzielen.

Im Jahre 2000 entstandenen <Grundgesetz für Förderung der Gestaltung der Kreislaufgesellschaft=Kreislaufgrundgesetz> ist Abfall zwar einerseits identisch wie im <AbfallentsorgungsG> v. 1970, nämlich als eine unnütze Sache, aber das Gesetz definiert andererseits das "Kreislaufmaterial" als einen Wirtschaftswert, also als ein Nützliches unter Abfällen.

Zusammenfassend gesagt: "Abfall" an sich war und ist im japanischen Abfallrecht zwar kein positives Gut: der Abfallbegriff ist subjektiv bestimmt. Aber der subjektive Begriff ist durch den objektiven so ergänzt, daß die Abfallpolitik nicht nur in hygienischer Hinsicht, sondern auch abfallwirtschaftlich leitend wirken soll.

はじめに

日常ひとは「これはもう要らなくなった、ごみだ」という言い方をする。また「不要だから廃棄処分にする」と言う。廃棄物もごみも、そこでは不要なものという理解である。ところが他方、「ごみも資源」という言い方がある。資源であれば不要物ではない。とくに今日では廃棄物といつても、即「不要物」とは断定できない。現代の日本語で、廃棄物とごみに関する言い方にはあい反する理解が含まれている。実はドイツでも事情が似ていて、廃棄物や廃棄物処理の概念が時代で変化している。つまり初め廃棄物はごみ（不要物）と同義だったが、後には有用物も含むようへ、概念が拡大したのである。

このように、廃棄物とごみについてきちんと理解しようと概念を追ってみると、事はあまり簡単ではないことがわかる。廃棄物とごみの概念が、時代によって、国によってずれているのである。そのすれば、たんなる言葉の違いというよりは、その時代、その国の、廃棄物・ごみに関する法理念や経済政策の反映によるもので、かなり大がかりな説明を要するものである。

1. 日本の<廃掃法>

<廃棄物>と<ごみ>が夫々何をさすかを正確に言える人は少ないだろう。<ごみ>の語感は、不要なので捨てるもの、といったところである。<ごみ>と似た和語に<ちり><あくた><くず>がある。<ごみ>の語源は不詳だが、「木の葉などが積もったもの」のことだとする説がある。<ちり>は散ったもの。他方<くち（朽ち）><くづ（崩・屑）>などkut-やkud-ないしkus-系の語がある。<くづ>は崩れ・碎かれたもの、<(あ)くた>は碎かれた細片で、元の全き姿が壊れ碎片となって機能を失い、無価値になったもの。<腐（くさ）る・腐（くた）す>（価値を失う・失わせる）や<臭い>

（崩壊した結果の腐臭）と同語源である。いずれも本来の姿と価値とを喪失した結果、不要となり醜悪にもなった事物・事態を指している。

<廃棄物>ならどうか。これも「不要物」だが、<廃棄物>という術語的に響く語に比べると、和語<ごみ><くず>の方がより広範な人々に使われていることもあり、どちらがより「不要な」感じがするかと言えば、それは<ごみ><くず>の方かもしれない。実際「まぜればごみ、分ければ資源」と、ごみとごみでないものとの分別を促す言い方がある。「まぜれば」の代りに「捨てれば」とも言うだろう。いずれにせよ、ごみとされたものはもはや資源でないことになる。かつての<くず（屑入れ・屑屋）・・・>という言葉は近頃あまり使われなくなり、<ごみ（ごみ箱・・・）>に取って代わられたらしい（尤も<ごみ屋>という言葉は聞かれないが）。

<ごみ>という日本語の日常的語感は「不要物」なのだが、他方しかし今日、必ずしも<ごみ>がつねに「不要物」の意味で用いられているとも断定できない。「ごみの分別」というとき、可燃ごみと不燃ごみとに分けるといった分別を意味するほか、ごみを分別してその中から資源になり得るものを取り出す場合もある。それならごみ即不要物、ではない。あるいは、例えば先般、兵庫県龍野市の「環境まつり」が催されたが、そのメイン会場の正面に横断幕がかかげられていて、そこには「ごみは宝の山」と大きく書いてあった。「宝」とはつまり資源であり、少なくとも不要でないものである。ならば、ごみを即不要物と断定することはできない。また例えば大阪府豊中市の廃棄物の出し方を説明した冊子でも、不燃物を資源（有用物）と（不燃）ごみとに峻別しているまではよいのだが、冊子全体の表紙には「ごみの分別と出し方」と書いてあって、「ごみ」とは不要物なのかどうか、結局は曖昧である。

*

では<廃棄物>の方はどうか。こちらについても、事

は明快でない。「もう廃棄したのだから」という言い方は、不要物として捨てたことを意味しており、ごみと区別し難い。ここで仮に廃棄物をごみと区別し、ごみは不要物だが廃棄物はごみよりも概念が広いのでその中に有用なもの（資源たり得るもの）が含まれるのではないか、「ごみは資源」とは言えなくても「廃棄物は資源」とはなお言い得るのではないか、と考えて、その根拠を法令の中にさがせばどうか。

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律〉（略称〈廃掃法〉又は〈廃棄物処理法〉）（1970）（注1）にこう定義してある。

第二条①この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（・・・）をいう。

これによると、ごみは廃棄物の一部で、汚物又は不要物の一つである。だからまず、ごみは資源ではないことになる。廃棄物の中にはごみ（=不要物）でないものがあるわけだ。ではそのごみ以外の廃棄物とは、有用物なのか、というと、この条文では、廃棄物もごみ等の汚物又は不要物の総称なので、結局これも不要なもの、ということになる。廃棄物はごみの上位にある概念だが、ごみが不要なものであるなら、ごみ以外の廃棄物は有用なものを含むのかというとそうではなく、ごみと同様に廃棄物も不要なものとされていて、この点での区別はない。廃棄物とごとの概念的上下は、要不要という基準によってではなく、たんに範囲の大小によっている。もし有用なものがあるとすれば、それは「廃棄物」（「ごみ」を含む）の概念の外部にあるものだ。

*

法的には「ごみは宝の山」とは言い難いばかりか、「廃棄物は宝の山」とさえも言い難いことになる。では他方、「廃棄物は宝の山」という言い方を成り立たせるのは絶対に無理かというと、実はそうでもないのである。〈廃掃法〉第二条の三に「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、（・・・）」という文言があるので。第三条②にも「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め（・・・）」とある。この二つの条文によれば、廃棄物も再生利用が可能である、つまり純粹な不要物と定義されるわけではないことになる。廃棄物概念の輪郭がにじんでいるのである。といって、「廃棄物は宝の山」という定義を打ち出すにしては、この条文はその根拠としていかにも薄弱である。

*

筆者が〈廃棄物〉と〈ごみ〉の概念の内容を重要視す

るのは、それが「要・不要」ということを通して「リサイクル」ないし「循環型社会」という概念に関わっているからである。「ごみは宝の山」と言い得るなら、せめて「廃棄物は宝の山」と言い得るならば、ごみないし廃棄物をリサイクル資源として説明し説得する根拠が得られる。しかし日本では、日常的語感においても、また法的な語法においても、概念内容は曖昧であり、プラスの方（つまりリサイクルの方）で説得することが難しいのである。「ごみは宝の山」とは断言できないし、「廃棄物は宝の山」とも断言できないのである。

筆者はここまでわざと或る一点を言わずにきた。廃棄物にせよごみにせよ、それが不要物を意味するというのは、それを廃棄する当人の意識における不要性を意味しているにすぎない、という一点である。つまりこの不要物概念は主観的なものだということである。主観的に不要としたものを、当人以外の者がそれは資源だと宝だとか言う時、それは主觀の訂正を迫っているのであり、つまり何らか客観的な廃棄物概念を妥当させようとしているのである。「あなたはそれをごみだと言うが、客観的にみればそれはごみではないですよ」と、主觀の訂正を要求しているわけである。ごみでないなら、さらに分別して非・ごみを取り出す必要がある。

*

日本の法律に、「ごみも資源」や「廃棄物は宝の山」という言い方を成り立たせる根拠をさがすとして、〈廃掃法〉では困難がある。上述のように、語法が曖昧なのだ。「廃棄物の再生利用」を強制しようとすれば、それは廃棄物概念をはみ出ことになり、概念が破綻してしまう。廃棄する者が廃棄する（=不要とする）ものを再生利用させる（=有用物として扱わせる）だけの根拠が、ここには見つからない。この法律の理念にはまだリサイクルという思想がはっきり入っていない、「廃棄物＝不要物」概念しかなかったのに、「廃棄物の再生利用を図り」という文言では、いわば欲張って（論理的説得力がないのに）リサイクル概念をも取り込もうとしたことになる。

いったい廃棄物とは不要物なのか有価物なのか、統一的な定義ができない。〈廃掃法〉の法理念の範囲で廃棄物を有価物として定義して循環型社会の形成をはかるのは難しい。大きく見てこの法律は、廃棄物とごみという不要物の処理を規定したものである。リサイクル・資源再生という思想は、この法律の外部に、新しい理念として立てられねばならなかった。

2. 日本の<再生資源利用促進法>と<容器包装リサイクル法>

廃棄物に関する法的概念には「衛生（厚生・健康）」と「資源（有用なもの）」との二面があり、これを法体系においてどう整合させるか、の問題である。ドイツではここで、衛生の視点で立てていた廃棄物の概念を拡大して、「有用な（つまりごみでない）廃棄物」という概念を導入したのだが、日本では、「資源としての廃棄物」といった概念拡大によってあくまで廃棄物概念の整合性を保つ、ということはしなかった。「廃棄物・ごみ」の外に「再生資源」を定義するほかなく、そのためには<再生資源の利用の促進に関する法律>（略称<再生資源利用促進法>又は<リサイクル法>）（1991）や<容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律>（略称<容器包装リサイクル法>）（1995）ができなければならなかった。

*

<廃掃法>第二条①での廃棄物の定義は、一見客観的定義にみえるが、「ごみ」についてはただ「ごみ」というだけでそれ以上の定義（「ごみ」の客観的基準による定義）はしていないし、「廃棄物」とは不要物の総称であり、その不要概念が主觀的なものなので、この条項での廃棄物の定義は全体として結局、主觀的定義にとどまった。

他方、<再生資源利用促進法>は第一条（目的）でこう言っている。

この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、再生資源の発生量が増加し、その相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。ここには「廃棄物の発生の抑制」=減量(reduce)及び「再生資源の利用」=再生利用(recycle)の思想がはっきり盛り込まれている。「資源の有効な利用」等の文言から、再使用(reuse)の思想も盛られていると言ってよい。廃棄物は不要物でまさに廃棄するほかないにしろ、まずそれを減量せよ（廃棄物かどうか検討せよ、つまり、廃棄物とみえるものの中から非・廃棄物=有用物を取り出してリサイクルできるか検討せよ）というのである。廃棄物だが廃棄物ではないケースもある、というわけで、主觀的概念と客観的概念とが並列しているのである。

*

<容器包装リサイクル法>を読むと、

第一条

この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

と、「廃棄物」を分別収集して得たものの「再商品化」について述べている。まずこの法律の目的は「廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展」であるとされ、衛生と経済とが並列されている。そのための道筋として「廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等」すなわちリデュースとリサイクルが言われ、さらにその出発点に容器包装廃棄物の分別収集と再商品化がなされるべきことを言っている。

再商品化されるものは有用なもの、有価物であり、それならそれはもともと「廃棄物=不要物」ではないはずである。ここでもつまり、廃棄物概念がにじんでいるのである。飲み物の空き瓶などは中身がなくなったら不要なもの=「ごみ」であるが、しかし同時にそれは「ごみ」ではない。廃棄物といつても即、捨ててしまつていいわけではない、とする了解、使い捨てを非とする時代の了解が、廃棄物概念を変化させている。

さらに第二条を見ると、次のように述べてある。

この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

4 この法律において「容器包装廃棄物」とは、容器包装が一般廃棄物（・・・）となったものをいう。

5 この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うことをいう。

6 この法律において「分別基準適合物」とは、（・・・）容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、（・・・）指定する施設において保管されているもの（・・・）をいう。

8 この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 自ら分別基準適合物を製品（・・・）の原材料として利用すること。

二 自ら燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。

（・・・）

やはり廃棄物の再商品化され得る場合が想定されている。8の一はリサイクルを、二はリユースを言っている。一旦主觀では廃棄物としたものの中に客観的にみて廃棄物でないものがあり得る、としているわけである。客観的にみて非・廃棄物であるものとは、例えば再商品され得ることである。主觀的廃棄物概念の中に客観的廃棄物概念が区分されたのである。

〈廃棄物〉も〈ごみ〉も主觀的なとらえ方によるもの（不要として捨てたもの）であるが、そのように一旦不要とする行為をそれとして認めた上で、「待った」をかけるが如くである。「廃棄物とはあなたが不要として捨てたものですが、よく検討すれば商品化できる（不要物ではない）ものもまじっている可能性がありますよ」、「あなたが廃棄物といつても廃棄物でない場合がありますよ」と言っていることになる。廃棄物・非廃棄物をきめる客観的基準は、例えば再商品化できるかどうかである。

*

主觀的には廃棄物だが、その中には客観的にみて非・廃棄物がある、というのでは、紛らわしい。これは廃棄物概念をもっぱら主觀的に不要とされたものをさすからである。廃棄物だが廃棄物でない、といった曖昧な言い方はしかし、やむを得ないのかもしれない。曖昧さを克服するには、廃棄物概念を拡大する（廃棄物即不要物と限定しない）必要——廃棄物というものを主觀的概念をこえて客観的に規定する必要——がある。だがそもそも誰かが何かを廃棄物とした、つまりそういう主觀的行為があったので、それについてその妥当性を云々し得るわけで、主觀から始まるしかないのだ、とも言えるのである。

*

このように、九十年代に制定されたこの二つの法律ではリサイクルの理念が明確に打ち出されるとともに、「廃棄物」概念拡大の気配も見せている。〈廃掃法〉という廃棄物規制の領域と並んで有用物に関する法的領域ができ、リサイクル社会形成に向けての法的な基盤が整ったのだった。しかし廃棄物に有価物を入れるかどうか曖昧なのは問題であり、国際的な関係において問題化する可能性もある。

日本は1992年に〈有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規則に関するバーゼル条約 Basel Convention on the Transboundary Movements of Hazardous Wastes and their Disposal〉（略称〈バーゼル条約〉）（1989）を批准している。この条約では廃棄物に有価物（非・不要物）を含めているので、それとの関係においては、日本でも有価物が廃棄物に含まれることになる。それをうけたのが〈特定有害廃棄物等の輸出

入等の規制に関する法律〉で、そこでは条約での廃棄物定義が妥当することになる。その定義によれば「廃棄物」とは「処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務づけられている物質または物体」であり、「処分」とは「資源回収、再生利用、回収利用、直接再使用又は代替的利用に結びつく作業」と「これらの可能性に結びつかない作業」（埋め立て・焼却）との双方を含むもの、である。

ところが他方では、〈廃掃法〉で廃棄物を「不要物」すなわち無価物としてきて、1991年の改正でそこに発生抑制と再生利用が付け加わった形になっている。（これはちょうどドイツで86年の〈廃棄物法〉改正で発生回避と再生利用が加わったのに対応している。）その後〈再生資源利用促進法〉がリサイクルを主眼として立法され、〈廃掃法〉が廃棄を主眼としているのと平行したままになっており、廃棄物概念に矛盾が生じているのである。廃棄物の衛生上の「適正処理」を目的とする〈廃掃法〉を旧厚生省が担い、他方有用廃棄物概念を含む〈廃棄物輸出入規制法〉を旧通産省が担った、という事情で廃棄物の統一的概念が見えにくくなっているとすれば、「いったい日本では立法とは立法府の事柄ではなく行政府の仕事なのか」という皮肉（官僚縛張り政治に対する批判）を言っているだけでは、事はすまない。廃棄物の法理念に整合性がなく曖昧であり、それが国際的見地からみても問題となる。

2004年に〈廃棄物処理法〉が改正された際、衆議院環境委員会で、今後は廃棄物とリサイクルに関する関係諸法の「有機的かつ整合的な運用」が図られ、また外国との関係もふまえて法体系を整えるべきである、との付帯決議がなされている。

*

日本の環境政策は、「公害」がおよそあってはならぬほど深刻な被害を与え、またそれが法廷でも裁かれたことの反省から、健康面・安全面での廃棄物規制を厳しくする形で進んだ。この面での規制では日本は、EUにもひけをとらないほどである。しかしこうした「反省」による神経質な規制は、それ自体むろん結構なのではあるが、ただやはりそれだけでは政策として理念性に欠けると言わねばならない。反省という消極的契機とは別の、「予防」という積極的な理念が、ドイツなどと比べると弱いのである。法律ごと、省庁ごとの縦割り政策は、国政全体の総合的政策理念が薄弱なところに起因していると思われる。予防の理念に立てば政策の総合性も図られやすくなるはずである。

今日の環境問題では、廃棄物汚染、生態系破壊・資源濫用、および地球温暖化の三つが最も重大である。環境

問題とは「環境」という人間をめぐる関係連関におきた異変のことで、この三つがとくに深刻なのである。環境問題を経済の問題とみるのは甘い。環境問題は何よりも、人間の存在がかかっている問題なのである。三つのうち、第二と第三を経済的やりくり（排出権取引など）の事柄に置き換えてしまうのは、問題のすりかえであろう。ましてや廃棄物問題までも経済的「環境対策」の範囲で考えるのは、思慮浅薄と言わざるを得ない。物的に豊かになっても、人間として豊かなあり方をするのでなければ、何にもならない。経済・所有(have)よりは人間・存在(be)の問題である。環境問題は存在侵害の問題として、「処理」されるものではなく、「予防」されるべきものなのである。

廃棄物問題は、法理念としては「衛生」から「経済」を含む方へ拡大してきたけれども、依然としてそれは何より衛生の問題（人間存在にとって最も基本的なもの）である。そして廃棄物の中では産業廃棄物が、大量という点（廃棄物全体の約9割を占める）と危険性（有毒性など）の点とで、重要問題である。日本全体で産廃処理施設が不足し、あふれた廃棄物が国外へ不法に持ち出され、また工業地帯の都府県から他県へ運ばれてそこに負荷を与えていた。

1990年代以来、産業廃棄物が大量なため、既存の廃棄物処理施設では処理しきれなくなってきた。廃棄物の適正処理とリサイクルという二つの面での努力を、端的な「量」の問題が押しつぶしかねないようになったのである。適正処理のみを求める＜廃掃法＞は対症療法的な法律だと批判され、再生利用の思想において非力であった。1991年にこの法律に、大量の廃棄物を排出する事業者に対する規制が盛り込まれ、廃棄物削減の方向が打ち出された。また2003年に＜特定産業廃棄物支障除去法＞が成立し、過去に不法投棄された特定産業廃棄物の原状回復を促進するための国の財政支援がなされることになった。

日本では環境行政に関しては中央政府よりも地方自治体の方が「先進的」であるという、戦後からの伝統があるが、ここでも産業廃棄物の減量に関して有効な施策を生み出したのは、地方政府（神奈川県など）であった。（神奈川県に関して言えば、環境庁がPRTR制度導入にむけてのパイロット事業の実施地域として神奈川県等を選んだ（1997）のも、同県の廃棄物政策の先進性と関係があろう。）法規による規制をして事業者にそれをただ規制値の点で遵守するだけの受け身の形を強いるのではなく、企業自身に廃棄物減量に関する自主管理を求めるのである。排出事業者が自身の政策・工夫・技術をもって減量に努める——これは政府と事業者とが主体どうしとなって環境問題に取り組むという、一種の「協働」の形

になっているのである。「分権 decentralization」実現の、これも一つの具体的な道であろう。分権とは、中央政府から地方政府への権力移転だけで終わるものではなく、個々の主体にまで権限が委譲され了えて初めて、本ものになるのだから。

産業廃棄物が自家・地元で処理されないと、あたかも国際間で「廃棄物輸出」が行われるように、よその地域へ持ち出されることになりやすい。これは諸々の観点からみていかにも問題である。この点でもいま自治体の取組がなされている。例えば神奈川県では当初県外で処理されていた廃棄物を県内で処理することにした。

神奈川県では、県と横浜市・川崎市・横須賀市および相模原市と共同で、「廃棄物自主管理事業」を指導している。「多量排出事業者」に対して、廃棄物の発生抑制・リサイクル・減量および適正処理のために、「廃棄物自主管理計画」を提出するよう求めるものである。産業廃棄物の自主管理は岩手県などでも指導されており、全国へ広がりつつある。

*

＜容器包装リサイクル法＞は、後述するドイツの＜包装・容器廃棄物令VerpackV＞と似ているが、大きな違いもある。ドイツのこの政令では分別収集も業者の義務だが日本では自治体の負担となっていること、またプラスチック廃棄物が日本ではワン・ウェイ（使い捨て）のものなのに、ドイツでは飲料容器にデポジット（預かり）料を上乗せしなければならないこと、である。容器包装リサイクルの費用の7割が分別回収・保管の費用なので、自治体は大量のプラスチック廃棄物をかかえてあえいでいる。デポジット制度にすれば店頭での回収すなわち業者による回収がなされるわけで、自治体の負担（＝市民の税負担）が減る。そして何よりも、消費者に容器が「ごみ」でなく「資源」であることの意識を一気に植え付けるのに、デポジット制度は効果てきめんの方法である。

*

日本の法律における今の廃棄物概念を＜循環型社会形成推進基本法＞（略称＜循環基本法＞）（2000）で見ておこう。以下、関係のある部分を抜粋する。

第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物・・・としての処分をいう。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限

- り低減される社会をいう。
- 2 この法律において「廃棄物等」とは、次に掲げる物をいう。
- 一 廃棄物
 - 二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- 3 この法律において「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。
- 4 この法律において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 5 この法律において「再使用」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 循環資源を製品としてそのまま使用すること（修理を行ってこれを使用することを含む）。
 - 二 循環資源の全部又は一部を部品その他製品の一部として使用すること。
- 6 この法律において「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。
- 7 この法律において「熱回収」とは、循環資源の全部又は一部であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。
- （循環型社会の形成）
- 第三条 循環型社会の形成は、これに関する行動がその技術的及び経済的な可能性を踏まえつつ、自主的かつ積極的に行われるようになることによって、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の実現が推進されることを旨として、行われなければならない。
- （原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制）
- 第五条 原材料、製品等については、これが循環資源となった場合におけるその循環的な利用又は処分に伴う環境への負荷ができる限り低減される必要があることにかんがみ、原材料にあっては効率的に利用されること、製品にあってはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制されなければならない。
- （循環資源の循環的な利用及び処分）

- 第六条 循環資源については、その処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることにかんがみ、できる限り循環的な利用が行われなければならない。
- 2 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。
- （循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則）
- 第七条 循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、技術的及び経済的に可能な範囲で、かつ、次に定めるところによることが環境への負荷の低減にとって必要であることが最大限に考慮されることによって、これらが行われなければならない。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないことが考慮されなければならない。
- 一 循環資源の全部又は一部のうち、再使用をすることができるものについては、再使用がされなければならない。
 - 二 循環資源の全部又は一部のうち、前号の規定による再使用がされないものであって再生利用をすることができるものについては、再生利用がされなければならない。
 - 三 循環資源の全部又は一部のうち、第一号の規定による再使用及び前号の規定による再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収がされなければならない。
 - 四 循環資源の全部又は一部のうち、前三号の規定による循環的な利用が行われないものについては、処分されなければならない。
- 廃棄物の発生抑制と適正な処分によって「循環型社会」の形成を図ろうとしている。「廃棄物」を〈廃掃法〉にいうそれであるとし、廃棄物すなわち不要物とする。しかし他方、「循環資源=廃棄物等のうち有用なもの」という概念を出しておらず、廃棄物経済の思想がはっきり現れている。「不要物だが不要物ではない」という場合があるわけで、廃棄物について主観的概念と客観的概念とが併用された恰好で、両者あい補って廃棄物規制の実をあげようとしている。
- 「リデュースreduce」（減らす）とは、廃棄物を量的・質的に減らすこと（そもそも廃棄処分しないこと、廃棄量を少なくすること、毒性を減らすこと）、「リユースreuse」（再び使う）とは、例えばジュースのあき瓶を花瓶として使うことである。「リサイクルrecycle」（再び

循環させる）では、例えばPETボトルを再加工して繊維製品に再生させる如き「物質的リサイクルmaterial recycle」のほか、熱として回収する「熱的なリサイクルthermal recycle」も含むとされている。reduceは法の言葉でいえば廃棄物の「発生抑制（回避）」「減量・毒性低減」、reuseは「再使用」、recycleは「再生利用」である。回避・利用を、廃棄とは別の新しい領域として社会的に確立するための法的根拠が、これで整ったと言える。循環資源（廃棄物）の扱いにおける優先順位は、第六条・第七条によって、①リデュース、②リユース、③物質的リサイクル、④熱回収によるリサイクル、⑤適正な処分（除去）、となる。

概念が時間的に（時代を経ても）、また空間的に（国際間で）、整合していることが望ましいのは言うまでもない。時間的整合性はとくに世代間倫理・世代間経済の観点から必要である。空間的整合性という点では、例えば「日本の文化等の特殊性を反映した環境思想が重要だ」といった考え方もあるようだが、環境問題はグローバルな問題であることを思えば、やはり国際的整合性の方が重要だと言える。

3. ドイツの<廃棄物法>

廃棄物を表すドイツ語はAbfall（アプファル）で、その動詞形abfallenは「離れ落ちる、対等にやってゆけない、劣っている」ことである。Abfallとは「本来の状態。動きから離れて落ちたダメな方」「偏差、逸脱、例外」「外れたもの」であり、それゆえに価値を失ったものであって、日本語の<ごみ。くず>のような「形の喪失」という要素を含んでいない分だけ、「動きの劣化」が目立つ。いや、ここがまさにこの小論において大切なところだが、Abfallは離れ落ち外れたものではあっても、「それゆえに価値を失ったもの」とは、今日のドイツ語ではもはや、断定できなくなった。今日のドイツ語では「価値をもつ（有価の）Abfall」というものが十分にあり得るのである。

ごみはMüll（ミュル）という。原義は「ぼろぼろの碎片・細片」である。動詞mahlen（穀物を臼で挽いて粉にする、粉碎する）が語源的に近親である。Müllは語源的に日本語の<くず><あくた>と似ているわけである。Müllabfuhr（ごみ収集）、Müllwagen（清掃車）、Müllverwertung（廃棄物リサイクル）というふうに、Müllは日常的には有価無価を問わず大雑把に「廃棄物一般」（=Abfall）の意味で使われている点でも、日本語の<ごみ>と似ている。

ドイツの環境政策史上、廃棄物に関して二つの山があ

る。中核となる法律でいえば、1972年に制定された<廃棄物の除去に関する法律Gesetz über die Beseitigung von Abfällen>、略称<廃棄物法Abfallgesetz=AbfG>）と、1994年制定の<循環経済の促進と廃棄物の環境親和的な除去の確保のための法律Gesetz zur Förderung der Kreislaufwirtschaft und Sicherung der umweltverträglichen Beseitigung von Abfällen>、略称<循環経済・廃棄物法Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz=KrW-/AbfG>との二つである。

72年までは廃棄物に関する連邦レヴェルの法律がなかった。廃棄物処理は市町村の管轄事項であり、それゆえ「法律Gesetz」ではなく「条例Satzung」で取り締まられていて（注2）、しかも廃棄物の「処理Entsorgung（エントゾルグング）」とはもっぱら「除去Beseitigung（ベザイティング）」ということであり、つまり廃棄物とは即ごみとして除去される（片づけられる）だけのものだった。しかも無計画に作られたごみ捨て場にきまりも定かでないやり方で投棄されていた。廃棄物といえば家庭ごみのことであり、産業廃棄物の方は概念もおぼろげで、「どこかに捨てられ」ていたというぐあいだった。そのため健康被害など安全にかかわる問題がおきていたのである。

これに法的な秩序をもたらしたのが<廃棄物法>である。ドイツ連邦政府として初めて環境政策というものに取り組んだプラント政権の、人権尊重の理念を法制化する一環だった。公害による被害がおきてから補償などに追われるというのでは、人権（健康）は尊重されているとは言えない。同政権は環境政策の柱として三つの原則を立てた。すなわち「配慮の原則Vorsorgeprinzip」、「原因者の原則Verursacherprinzip」そして「協働の原則Kooperationsprinzip」（注3）である。

配慮の原則はその後各国の環境政策に理念的目標を与えた重要なものである。環境被害というものは発生する前に防がねばならない（人権が産業の犠牲になってはいけない）のだという思想、「予防」（悪しきことが起こらぬよう「配慮」すること）の理念が、その核になっていた。日本では公害で体を侵され、はては命まで奪われるなどということが実際に起きてしまっているけれども、この配慮原則からみればそれはいかにも無茶なことであって、暴力沙汰に等しいものである。なお、予防理念が重要なのは、その実践が難しいからであり、そして実践が難しいのは、産業優先の世論がこの理念を影の薄いものにしてしまうからである。

この<廃棄物法>はそうした健康に対する危険（人権侵害）を防ぐという「衛生」の観点から、廃棄物（=ご

み) の処理 (=除去) について規定したものである。廃棄物処理の管轄者、廃棄物除去の方針、処理場についての規則および違反した場合の罰を示し、さらに EC (欧州共同体) 内部での廃棄物輸送についても規則を設けたのである。

廃棄物を取扱うこと全体を廃棄物「処理」とよぶとき、その処理の中には「除去」と「分別処理」とが含まれる。後者は、廃棄物をただちに除去してしまうのではなく、分別によって有用なものを残したり、除去するにしてもそのしかたを種類分けしようとするものである。

*

この法律では、廃棄物とは「所有者が処分 (entledigen) し、処分しようとし、又は処分しなければならない動産、あるいは公共的福祉とくに環境保護のために適正な処理 (Entsorgung) を要する動産」である。前半の部分は主観的廃棄物概念である。処分されるものが廃棄物となるのだから、処分する者の意志 (主觀) で廃棄物概念が成り立つのである。処分者が廃棄するものすなわち「ごみ (不要なもの、無価値物)」にするものが、廃棄物である。後半部分は客観的廃棄物概念を表しているが、具体的な客観的基準は示されていない。

不要物 (ごみ) を廃棄物とする概念に対応して、「処理 Entsorgung」概念で想定されているのは、まだたんに「除去」のことしかない。ごみとして処理 (=除去) するわけである。だからこの Entsorgung という単語を「分別処理」と訳することはできない。ただ除去のしかた (ごみ捨て場へ捨てる／焼却する／コンポストにする) を衛生の観点で規定したにすぎない。法が念頭にしているのは無価値物の衛生的除去なのである。廃棄物とは処分する者が「これは無価なものだ」としたることで、法はその主観的定義をそのまま受けしており、廃棄物概念に有価物を含ませることはできなかった。廃棄物に関して法が及ぶ範囲は無価物にとどまった。処分者が有価物だとするものについては、規制が及ばなかったのである。

この法律はその後、4回改訂される。その間にローマ・クラブの「成長の限界」という報告が出されたりして、自然資源の有限性に見合う環境配慮的な経済=「廃棄物経済」が必要である、という認識が、国際社会に生まれていた。75年の EC 理事会指令での「廃棄物 waste」と「処分 (処理) disposal」の概念定義が、ドイツ法での定義と違って再生利用できる (従って経済的価値のある=有価な) 対象をも含んでいたので、「Abfall 対 waste」、「Entsorgung 対 disposal」の定義のずれも、次第に問題になってくる (注4)。

ドイツ連邦政府は75年、廃棄物経済プログラムを立て

る。そして<廃棄物法>は1986年の改訂で<廃棄物の発生回避及び処理に関する法律 Gesetz über die Vermeidung und Entsorgung von Abfällen>となる。この法律は廃棄物処理の新概念を打ち出した点で新しいものであるが、なお<廃棄物法 AbfG>の略称で呼ばれている。ここで新しいのは、廃棄物の再生利用 (Abfallverwertung/recycle) という概念が導入され義務化された点である。廃棄物概念は、プラント政権以来の衛生 (人権) という視点に加えて、「資源としての廃棄物」という視点をも含むものとなったのである。

この法律で「廃棄物の再生利用はそれ以外の処理よりも優先する」と明言されている。処理にまず再生利用も含めねばならない。「再生利用 Verwertung (フェアヴェルトゥング)」とは、「再使用 Wiederverwendung/reuse」と違い、プラスチックなどを破碎したり溶かしたりして別の形で、例えば繊維として、再生すること、つまりサイクルすることである。

verwerten (utilize) と verwenden (use) の違いは、前者が価値 (ヴェアト Wert) という点に着目していて、ものの価値を生かし切る、という語感をもっていることである。だからペットボトルから衣服へと姿を変えるリサイクルは、ペットボトルの中に眠っている (まだ活用されてない、ボトルとして以外の) 価値を引き出し切ることなのである。価値という概念はもともと経済の核心を成す概念であり、この廃棄物の Verwertung に「循環経済 Kreislaufwirtschaft」という重要な概念が連動することになる。(「循環型社会」も循環経済を軸にして、価値でつながっていくものである。)

*

86年の<廃棄物法>によって、廃棄物の「処理」にはさまざまあることになった。除去のみならず再生利用も含まれることになった。(なお同法では、ごみの焼却も再生利用に数えられている。) Entsorgung はいまやたんなる「除去」(捨て去ること) ではなくなったので、以後は「分別処理」と訳すのがふさわしいこととなる。

「除去」概念が「分別処理」概念にとって代わられたわけである。しかもその分別処理のうちでも再生利用がそれ以外の処理に優先するとされる。「処理」が分別を含むようになって、「廃棄物」もたんに除去されるもの=「ごみ」ではなくなり、分別されて再生利用される「資源」も含むこととなった。分別が導入され、「廃棄物」概念も「処理」概念も妥当範囲 (概念の外延) が拡大されたのである。

廃棄物概念を、国際的ないし欧州内の関係との整合性においても整える必要があった。廃棄物概念の<バーゼル条約>(1989)における廃棄物概念も EC 指令のそれと

同様、再生利用し得るもの（有価物）を含むものだったので、国内法での廃棄物定義を改訂するよう迫られる。同条約では、「廃棄物」を「処分され、処分が意図され又は・・・処分が義務づけられている物質又は物体」と定義され、その「処分」については付属文書で、「資源回収・再生利用・回収利用・直接再利用又は代替的利用の可能性」に結びつかない作業（埋め立てや焼却など）のみならずそれに結びつかない作業（リサイクルなど）も含めることを明言している。

ところで、除去より再生利用(recycle)が優先するというなら、それよりさらに重要なものとして発生回避(廃棄物の減量reduce)こそが優先するはずである。だがこの段階では回避の方はまだ要請だけで、法的拘束はなかった。法的に回避を義務化するには、まだ産業界など関係方面の態勢が整っていなかった。

こうした問題を解決しようとしたのが、＜循環経済・廃棄物法＞(1994)である。しかしその前に、それへのステップとなる重要な政令、＜包装・容器廃棄物令＞(1991)が制定されたので、まずそれについて述べよう。

4. ドイツの＜循環経済・廃棄物法＞

今日では、ドイツで物品を買うと、丸い矢印の「緑のポイント」マークがついていることが多い。包装容器のリサイクル義務づけが法制化されるのを見越して、それに先んじて90年にDSDという非営利会社が設立されたが、このマークはこの会社の回収対象品であることを示すものである。製品のメーカーと流通業者は回収コストをマーク使用料としてDSD社に払うので、ここには「生産者責任」の理念が入っているわけである。DSDは日本の「日本容器包装リサイクル協会」と似ているが、DSDの方が、回収も含めているので、リサイクルの点で徹底している。

DSDとは、Dual System Deutschland（ドゥアール・ジュステム・ドイチュラント）の略で、「ドイツ二元システム」という意味である。「二元」というのは、包装容器はDSD社が回収し、生ごみは自治体が回収するので、二元方式（のために設立された会社）という意味である。このシステムの誕生を促したのが、＜包装・容器廃棄物の発生回避と再生利用に関する政令Verordnung über die Vermeidung und Verwertung von Verpackungs-abfällen＞（略称＜包装・容器廃棄物令Verpackungsordnung=VerpackV＞(1991)である。この政令は、連邦市民に対して、ごみを出さないという大方針の下、まずはごみの中で最もかさばる包装・容器の廃棄物を減らす（つまり、なるべくプラスチック容器を使わせない）

よう、法的な誘導をしたのである。

緑のポイントのしくみを利用し、プラスチックなどを使った商品は高価になるように政策をしくむ（そういう商品の市場競争力をそぐ）。販売業者に対するデポジット(Pfand)料金徴収も義務づけられている。こうしたしくみのおかげで、ドイツのプラスチック消費量は98年には激減している。この政令と＜循環経済・廃棄物法＞によって西ドイツは世界中が見習う環境先進国となった。一時はECとの対比で後進的とみえた廃棄物概念についても法的なキャッチアップを果たして、逆にECをリードするようになった（注5）。

*

＜包装・容器廃棄物令＞でリサイクルの義務づけが法制化されたが、これがさらに、1994年の＜循環経済の促進と廃棄物の環境親和的な除去の確保のための法律Gesetz zur Förderung der Kreislaufwirtschaft und Sicherung der umweltverträglichen Beseitigung von Abfällen＞（略称＜循環経済・廃棄物法Kreislaufwirtschafts- und Abfallgesetz=KrW-/AbfG＞）において、包装・容器以外のすべての物品にも拡大適用されることとなる。この法律の理念は「循環型社会」である。この理念は、社会の回路を資源循環の点で閉じさせ、そこから外へ余剰（=ごみ）を出さない、大抵のものを回路（サイクル）の中で回す（リサイクルさせる）、というものである。そういう「循環型社会」を目標とするという理念は、92年のリオ・サミットの「持続可能な発展」という理念とあいまって、世界に大きなインパクトを与えた。この理念に実効性を与え具体化するための政令群が制定されている。

この法律では「廃棄物」とは「占有者が処分した（=支配権を放棄した）もの」である。主観的廃棄物概念であるが、その廃棄物が非・有価物かどうかは別問題である。捨てたつもりでも、それはたんに支配権の放棄としかみなされず、ごみであるとは決められない。それはなお再生利用されるものと最終的に除去されるものとに分別されねばならず、しかもその分別は客観的な基準によってなされる。捨てる者が或る物をごみでないとしても（主観的判断）、本当に（客観的にみて）ごみでないかどうかは別問題となる。また逆にごみだと判断しても、再生利用可能（有価）であると客観的に判断されたら、ごみにすることはできない。主観的な廃棄を客観的な廃棄物概念がチェックする、という形である。

*

＜循環経済・廃棄物法＞は第1条で「この法律の目的は、自然資源保護のために循環経済を促進し、廃棄物の環境親和的な除去を確保することである」と言い、第2

条では廃棄物の発生回避、再生利用及び除去について規定するとし、第3条で廃棄物その他の概念を定義している。それを要約すると次のようになる。

- (1) 廃棄物(Abfall)とは：付表1に掲げたグループに属する動産で、その所有者が処分し、処分しようとした又は処分しなければならないもの。再生利用のための廃棄物とは、再生利用される廃棄物であり、再生利用されない廃棄物とは、除去のための廃棄物である。
- (2) 処分(entledigen)とは：再生利用又は除去のために動産を明け渡すこと、支配権の放棄である。
- (3) 処理(entsorgen)は：廃棄物の再生利用と除去とを包括する。

これでもはや、廃棄物にも有用なものが含まれることは否定しようがない。廃棄物経済という思想が法文化され、ECなどとの概念的整合もできたわけである。

「第4条 循環経済の原則」では、廃棄物は第一に回避されねばならない、第二に物質の形で再生利用されるか又はエネルギーとして再生利用されねばならない、としている。

*

この法律（§ 4と5）で発生の「回避Vermeidung」がリサイクルに優先し、次にはリサイクルが除去に優先することが明言されている。「循環経済」思想の法的具体化である。発生回避はreduceにあたるもので、廃棄物の量のみならず、有害性（質）の低減も含まれる。

発生回避こそは確かに廃棄物対策の中で最も効果の大きい、重要なものである。利用し続け又は再使用して廃棄物を出さないのだから。だがそれをいかにして実行するのか。これは社会の広い範囲にかかわるという意味で漠然としたところのある、難しい問題である。「使い捨て社会Wegwerfgesellschaft」の中にいる消費者・市民全体の意識が変わらねばならない。広く社会啓発といったものが必要になるが、環境政策で何ができるか。環境法でいかなる工夫があり得るか。

その意味でも<循環経済・廃棄物法>は注目すべき法律である。使い捨て社会といつても、消費者はまだ使えるものまでことさら捨てるわけではない。物品が使えなくなってしまうからやむを得ずに捨てるのである。消費者サイドの問題は、物品を製造する業者の側の問題でもある。物を簡単に使い捨てるものでないように当初から製造する、というのが重要である。ここで「製造物責任Produktverantwortung」という考え方が、減量・リサイクルと関連していく。この法律では「第三部 製造物責任」という構成にして、製造物責任について規定している。第22条は次のようにある。

製造物の開発、製造、加工(bearbeiten)、物質的加工(verarbeiten)、又は販売を行う者は、循環経済の目標を充たすために、製造物責任を負う。製造物責任を充たすために、製造物はできる限り、製造と使用において廃棄物の発生が減るように、また使用後に発生する廃棄物の環境親和的な再使用と除去が確保されるように、形成(gestalten)されねばならない。

この法律で廃棄物減量がどこまで実現され得るかということになるとしかし、法的義務は明示されていないことがあって、方法における具体性が欠けており、方向が示されたというにとどまっている。

*

第3条の「処分 Entledigung」の定義（再生利用と除去のために引き渡すこと、支配権の放棄）により、再生利用物と有価物が廃棄物に包含されることとなる。主観的な廃棄物概念を具体化（客觀化）した、ないし放棄した（=使い捨て社会の廃棄物概念をやめた）のである。主観的な廃棄物概念によれば、或るものをその占有者が廃棄物として「処分する」又は「処分する意志がある」と言えば、その或ものは廃棄物となる。

<廃棄物法>立法当時はまだこの「処分」が「除去」に等しかったから、業者が「これは無価物ではない、自分はこれを廃棄処分（=除去）するつもりはない、まだ使うのだ」と言えば、それは「廃棄物」でないことになった。そうなれば、当該物は廃棄物法の規制管轄から外れる（監視を免れる）ことになる。主観的な概念に任せておくと廃棄物概念が固定されない。業者の言い分（=主觀）に左右されるこうした規定は、法として弱い。客觀的な廃棄物概念によって、処分者の主觀を超越する規定がなされる必要がある。客觀的な廃棄物概念があれば、これに該当しさえすれば、処分者がどう言おうと廃棄物とされ、取締対象となるわけである。「捨てた」つもりの物も、それはたんに所有を放棄したにすぎないのであり、客觀的にみて再使用・再生利用可能（有価）と判明するのであれば、再使用・再生利用しなければならない。

<循環経済・廃棄物法>の第3条によって、客觀的な廃棄物概念ができた。まず或る物について業者がそれを処分すると言えばそれは、上記に引用した廃棄物定義によって、廃棄物となる。従って法の規制対象となる。また業者が「これは廃棄物ではない、再（生）利用されるものだ」と言っても、付表1など客觀的な基準で廃棄物の成立要件がはっきりしているし、そもそも「再（生）利用」される物さえもいまや廃棄物の範囲に入るのだから、この法律から逃れることはできない。こうして当事

者は衛生的規制を受けることになるが、さらに再（生）利用すると言った以上は当然また資源的配慮も要求されるから、衛生的かつ経済的にコントロールされるわけである。

第3条（3）は、ものが本来の目的から外れた状態になったとき、それは処分の対象とされる、と「処分の意志」を推定し、「処分」「廃棄物」という法の管轄範囲に引き入れている。なお、「目的」については「通念（Verkehrsanschauung）を考慮する」として、恣意的な目的設定を防いでいる。これが廃棄物概念客観化の要点である。この法律によって、廃棄物は（再生利用廃棄物+除去廃棄物、という）二区分となるが、この区分をずらす余地はない。再生利用廃棄物は通念で再生利用され得るものかどうか（「され得る」ときは「されねばならない」となる）が決められるので、勝手に除去廃棄物の側へ回すことはできないのである。

衛生と廃棄物経済のほかに、廃棄物に関して第三の視点が必要になった。日本の「産業廃棄物」にはほぼ相当する「特別廃棄物」（事業者から排出される危険な廃棄物）が、何よりその多量という点で問題となってきたのは日本と同様である。衛生的処理もリサイクルも、大量という端的な量の問題に対処できなくなったのである。ドイツ国内で処理しきれなくなった廃棄物が「旅」をし（「廃棄物ツーリズム Abfalltourismus」）、国外へ「輸出」されたりもするので、国際問題にもなっていた。

ドイツでは廃棄物処理施設などインフラストラクチャの建設にあたって、「計画確定 Planfeststellung の手続」で環境親和性の審査が課されるため、施設の建設が簡単でなく、そのため廃棄物に処理能力が追いつかない、という事情がある。<廃棄物法>の改正（1933）によって、廃棄物の焼却場などの建設にはこの手続が課されなくなったので、若干事態は改善されたようである。廃棄物を国内で処理する（従って「輸出」などしない）ことは、<廃棄物の越境移動の監視と規制に関する法律 Gesetz über die Überwachung und Kontrolle der grenzüberschreitenden Verbringung von Abfällen = AbfVerbrG>（1994）の精神からも必要になっている。

5. 廃棄物独和レキシコン

以上をまとめた付録のようなものとして、次のような独和Lexikonをつくってみた。Abfallとentsorgenの項目にみると、概念の内容は時代で変化している。

○Abfall：廃棄物。何かは「廃棄物」とみなされると廃棄物法令の取締の対象となる。立法者としては物の

扱いについて、なるべくこの定義の中に引き込み、環境破壊的な扱いをやめさせたい。「これは廃棄物ではない（まだ使うつもりだ）から、法律と関係がない」と言い張る処分業者の言い抜けを許さない形にしたい。では何を廃棄物とするか。その決め方に次の（イ）と（ロ）の二つがある。

（イ）主観的な廃棄物概念：「処分」されるものが廃棄物。占有者が「これはもう価値がない（不要な）ので処分する」としたもの。野積みされたりすると健康被害などの危険があるので、処分者が「これは不要物でない（=有価物だから）捨てるはずがない」と言い張る物は非・廃棄物となり、取り締まれない。1972年の法律では、危険があるので「不適正に処理される恐れがない」と称するものは、規制することはできなかった。しかもその「恐れがない」根拠として有価ということをあげてもよかったです。「要・不要」「有価・無価」を主觀にゆだねている。

（ロ）客観的な廃棄物概念：これに該当すれば、処分者がどう言おうと、廃棄物となり、取締の対象となる。

廃棄物の定義を主觀にゆだねている限り、客観的な廃棄物概念が定まらない。「処分」の意味が「不要なもの」を「除去する（捨てる）」ということである限り、業者が「これは処分するのではない」と言えば、それは「廃棄物」でないので取り締まれない。1986年でもまだそうだった。（但し自治体に引き渡された古紙などは廃棄物とされ、1972年よりはやや範囲が広がったが。）処分者の主觀に左右されるこうした規定は、法として弱い。処分者の主觀を超越する規定がなされる必要がある。西ドイツでは当初の主觀的概念から客観的概念へ移行していく。

1) 1972年及び1986年の<廃棄物法 AbfG>での定義：廃棄物 Abfall は「占有者が処分 entledigen する（しようと意図する）動産、あるいは公共的福祉とくに環境保護のために適正な処理 Entsorgung を要する動産」。

「処分する又はしようとする動産」で主觀的な廃棄物概念となる。「適正な処理を要する」でも、客観的基準がないと結局主觀の事柄となる。

その後ドイツ内外の事情において、廃棄物概念の狭さが問題となってくる。

一つには、ECや外国の廃棄物関連の条約・法令・判決との関係で、ECの「廃棄物」定義がドイツとされており、調整が必要だった。

<廃棄物に関するEC理事会指令>（1975）は廃棄物（waste）を「占有者が処分（dispose）し、もしくは加

盟国の規定により処分しなければならない物質又は物体」と定義。さらに処分に再生利用を含めている。

〈有害廃棄物に関するEC指令〉(1978)もこれと同様の廃棄物定義をしている。

〈単一欧州議定書〉(1986)は再生利用されるものも廃棄物に含めている。

〈バーゼル条約〉(1989)は有価物も廃棄物に含めている。

〈EC廃棄物指令〉(1991)が廃棄物を定義しなおす: 「付表に掲げるもので占有者が処分を意図し、処分すべきもの」と。付表で具体的かつ無限定包括的に廃棄物を明言。

こうして(西)ドイツは、国内法での廃棄物定義を改訂するよう迫られた。

二つめに、ドイツ国内からも(判例などで)廃棄物概念の拡大を促されていた、という事情がある。1990年を過ぎる頃から、廃棄物の範囲を限定することが苦しくなって来る。有価物も廃棄物なりとする判例が増えていく。そもそも1986年の廃棄物新法では回避・再生利用をうたってるので、廃棄物を除去対象物とのみ解するのは「使い捨て社会」の狭い廃棄物概念である、との批判が生まれてきた。有価物の扱いをきちんとして整合性をはかる必要があった。〈循環経済・廃棄物法〉が生まれて来たゆえんである。

2) 〈循環経済・廃棄物法Krw-/AbfG〉(1994)での定義:

「処分 Entledigung」が「再生利用と除去のために引き渡すこと、支配権の放棄」と定義される。これで再生利用物と有価物が廃棄物に包含されることとなつた。使い捨て社会の廃棄物概念をやめたのである。「まだ使うつもりだ」と業者が言う物(主観的廃棄物概念によって法の規制を免れようとする物)も、別表や客観的な判断で廃棄物とされれば、法の管轄範囲に入る。本来の目的から外れた状態になったものは処分の対象とされるとして、「処分」「廃棄物」という法的管轄に引き入れている。

再生利用廃棄物は通常で再生利用され得るものかどうか(「され得る」時は「されねばならない」となる)が決められるので、勝手に除去廃棄物の側へ回す(ごみとする)ことはできない。

○Abfallentsorgungsanlage: 廃棄物処理施設。waste treatment plants.

○Abfallverbringung: 廃棄物の運び出し(違法行為)。とくに外国へ危険物質を運び出してしまう「越境移動」。〈廃棄物の越境移動の監視と規制のためのEC規則〉(1993)および〈廃棄物の越境移動の監視と規制のための法律AbfallverbringungsG〉(1994)の規制事項。

○Abfuhr: (ごみの)搬出。

○befördern: 輸送する。

○beseitigen: 除去する、捨て去る。ごみとする。

○Deponie: (とくに危険物質の)廃棄物置き場(正確には: 廃棄物の預け場)。

○einsammeln: 収集する。

○entledigen: 処分する。廃棄物について態度を決定する。「これはもう捨てる(支配権を放棄する)のだ」とか「再使用・再生利用する」いや「ごみとして除去する」とかの意向をきめる。

○entsorgen: 処理する。

1) 1972年のAbfGでは: 「最終処理」。事実上「除去」と同じ。Entsorgung=捨てる。当時は廃棄物処理といえばごみの捨て方しか人々の念頭になかった。

2) 1986年のAbfGでは: 除去のほか、減量(発生回避)や再生利用もEntsorgungに含まれる。

Entsorgung=「分別処理」=廃棄物の行き先を最終的にきめること。

○Immission: イミシオーン。廃棄物その他(騒音・有害気体など)による近隣送入侵害。日本語の〈公害〉や英語の〈nuisance〉に似た内容。イミシオーンに対して保護することを縮めて「イミシオーン保護Immisionsschutz」と表現しているが、この保護理念は、産業的な意味ではなく、「配慮の原則Vorsorgeprinzip」の下、人権(環境権)的な文脈で解されて初めて、十全なものとなる。

○lagern, ablagern: (廃棄物置き場に)堆積(沈殿)させる。

○Müll: ごみ。

○Müll(Abfall)export, Müll(Abfall)tourismus: ごみ(廃棄物)輸出、ごみ(廃棄物)ツーリズム。とくに特別廃棄物の処理に際して、ドイツ国内の処理が困難である(処理施設が不足している等)ことから、外国へ廃棄物を持ち出すこと。核燃料のごみ(Atommüll)ほか危険なものがあるので、運び込まれる相手国との関係でも重要問題。→Abfallverbringung。

○Sonderabfall: 特別廃棄物。Krw-/AbfG以後は「特別に監視を要する廃棄物 besonders überwachungsbedürftige Abfälle」と表現されている。特に監視を要する(危険な)廃棄物、という意味。ほぼ日本の「産業廃棄物」にあたるが、日本のように「一般廃棄物」と「産業廃棄物」という対比的な分けではなく、「廃棄物」のうちの「特別廃棄物」という意味である。

○Overbrennen: 燃却する。

- Overbringen：運び去る。→Abfallverbringung。
- Overmeiden：（廃棄物発生を）回避する。廃棄物を減量し毒性を低減させる。reduce。
- Overwerten：再生利用する。recycle。
- Vorsorgeprinzip：配慮の原則。プラント政権に始まる環境政策で最も重要なものである。先だって(vor)慮る（おもんぱかる）こと全体をさすのがVorsorgeの語義である。このうちとくに悪い事態を防ぐという意味での「予防」が実質的であり、有害なものによる被害が出る前にその発生を防ぐ「予防的preventive」政策が、環境政策や人権政策において先進的である。この原則の法文化である＜連邦イミシオーン保護法BImSchG＞は、正式名が＜大気汚染、騒音、震動および類似の事象による有害な環境影響に対する保護のための法律 Gesetz zum Schutz vor schädlichen Umwelteinwirkungen durch Luftverunreinigungen, Geräusche, Erschütterungen und ähnliche Vorgänge＞であり、その目的が「人間と動植物、土壤・水・大気および文化財などを、有害な環境影響に対して保護し、有害な環境影響の発生を防ぐ」ことであるとしている。従ってこの法律は、廃棄物に関する産業上の対策というレベルを超えた、環境権につながる法理念の体現である。産業規制ではなく人権保護なのである。従って土壤・水・大気といった媒体（メディア）ごとの規制ではなく、それらを総合して人間などに結果としてふりかかる影響を問題にするので、環境影響評価（アセスメント）につながる。配慮の原則や環境権の文脈からは、＜環境親和性審査に関する法律Gesetz über die Umweltverträglichkeitsprüfung＞（略称＜環境影響評価法UVPG＞）や、＜有毒物質からの保護のための法律Gesetz zum Schutz vor gefährlichen Stoffen＞（略称＜化学物質法ChemG＞）が重要である。後者では「人間と環境を有害物質の影響から守り影響を防ぐ」（§ 1）ことが目的とされている。
- Wiederverwenden：再使用する。reuse。

6. 概念拡大の意義

日本でもドイツでも、初めは「廃棄物」とはごみ（=不要・無価値物）として捨てるものだったが、やがて廃棄物にはごみにする以外にリサイクルなどしてさらに使用するものも含まれるようになった。つまり廃棄物概念の妥当範囲が狭かったのが、しだいに拡大された。それと同時に、廃棄物を「処理」することも、当初はたんに除去す

る（捨てる）ことだったのが、分別を含むようになった。ところで、廃棄物概念の外延が広いほうが環境法としてすぐれていると言えるのだが、それはどういう根拠からであろうか。

廃棄物＝ごみ＝不要物、である間は、廃棄業者が除去することにかかる規制を免れるために「これはまだ使うのだ」と主張して野積みになどしておいても、法はこれを規制することができない。健康被害や危険が起きたりすることになる。しかし「まだ使う」物すなわち有価物も廃棄物の範囲に入るという法概念の下でなら、その物も法的規制の対象となる。「まだ使う」というなら、まずそれは「捨ててはいけない」ものとなる上に、それでもなお占有者・所有者の勝手にはならないもの、法の規制範囲から免れられないもの、となる。

廃棄物概念の拡大が厚生という観点からみて好ましいわけであるが、これが経済（資源尊重）の観点からみても好ましいことは言うまでもない。廃棄物だと言って無造作に捨てる事ができないのみか、適切な分別をして再生利用に努める義務が課されるのだから。

廃棄物法制の意義は二つあるわけである。厚生と経済とである。廃棄物の法概念の拡大（変遷）は、この二つともについて改善しようとした法の意図を反映している。それは環境意識の変化によるものであって、法は、環境被害という問題と自然資源の有限という問題と、この二つの環境問題を反映し、それに対処したのである。

まとめ

ごみは宝の山、と言う人がいても、それを語の矛盾だなどと咎めることははあるまい。日常語というものは、おおざっぱで語義の範囲が広いのであって、要はそういう言い方の「心」（意図、意義）である。つまり資源大事にしようという心、この環境意識が貴重である。

本稿では、日常語とは別の、もっと厳密な言い方、術語としてはどうか、ということを見てきた。まず、廃棄物の概念は廃棄物処理の概念と一体であることがわかった。廃棄物の概念の拡大とともに、分別処理ということが廃棄物の取り扱いに入ってくるのである。

日本でもヨーロッパ（ドイツなどEU）でも、「ごみ/Müll/garbage」は（すててもよい）不要物であるが、「廃棄物/Abfall/waste」はそうではない、とほぼ言えるようである。「処理/Entsorgung/disposal」は初めもっぱら「除去」だったが、これも概念内容を拡大して、「分別処理」を含むようになった。廃棄してよいかどうかは、捨てても危険でないか、なお使える（=価値がある）かどうかということ、つまり厚生（安全な廃棄）

と経済（資源尊重）とに連動しているのである。

注

- 1：昭和45年法137。この法律は幾度か改正され、最近では1997年に改正されている。廃棄物概念が拡大される方向でにじんできている。
- 2：ドイツは日本と比べてはるかに地方分権が強い国で（地方分権化が進んだというより元来中央集権の成り立ちにくい歴史的事情による）、連邦（ブントBund）のみならず州（ラントLand）にも立法の権限があるが、市町村（ゲマインデGemeinde）には法律（ゲゼツGesetz）を立てる権限はなく、条例（ザッツングSatzung）を制定し得るにとどまる。
- 3：「配慮の原則」とは、将来長期にわたって危険物質に対する用心・配慮をすべしという原則。被害が予想される場合は行政が介入し営業を停止させることができる。「原因者の原則」とは、

被害の原因者は被害防止の義務を負い、被害が生じてしまった場合は、自分の費用負担で除去し、原状回復をはかるべし、との原則。そして「協働の原則」とは、原因者と行政が協働して環境保護のために積極的に努力すべし、との原則。

4：E C (EU) が発する「指令Richtlinie (リヒトリーニエ)/directive」は、加盟国に対してそれを国内法として立法するよう拘束するところの、「第二法源」である。75年のE C理事会指令では、wasteとは「占有者が処分disposeする、又は加盟国の既定により処分しなければならないもの」であり、その処分disposalには再生利用も含めている。この指令によれば、「廃棄物」＝「ごみ」とし「処分」＝「除去」とすることは、できないことになる。disposeがentsorgenの概念を拡大することになる。

5：E Cの<欧州包装指令>(1994)にそれを読むことができる。

(平成16年9月28日受付)